



全老健第 23-46 号
平成 23 年 4 月 22 日

厚生労働大臣
細川 律夫 殿

社団法人全国老人保健施設協会
会長 山田 和彦

「東日本大震災」に係る要望書

平素より社団法人全国老人保健施設協会の活動にご理解ご支援を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、この度、3月11日に発生しました「東北地方太平洋沖地震」は、津波を誘発し、東北地方沿岸部を中心として、多くの犠牲者・行方不明者を出すなど、未曾有の被害・損害を与えました。

また、福島県における原子力発電所の放射能漏れの発生とも相俟った一連の災害により、多くの方が避難所生活を余儀なくされています。

これらの事態により、当協会に所属する介護老人保健施設におきましても、建物の損壊や利用者の退避など、甚大な影響を受けております。

当協会としても、各県支部や行政と連携を取り合って、被災施設からの受け入れ、介護スタッフ等の被災地派遣、物資の配送などの支援に努めているところですが、一日も早い災害復旧ならびに利用者への適切な介護サービスの実施、更には、今後の災害に備えて、各自治体への支援も含めて、下記事項を実現していただくよう要望致します。

記

1. 被災した介護老人保健施設の復旧費用の補助率を阪神・淡路大震災時の補助率よりも引き上げること
2. 災害復旧費用の対象として、建物のみならず、建物以外の工作物、土地の整備、設備・車両を加えること
3. 独立行政法人福祉医療機構の介護老人保健施設向け貸付制度を更に充実させること
 - ・増改築資金の融資率を 100% とすること
 - ・長期運転資金は、無利息、無担保、無保証とすること
4. 災害救助法において介護を適切に位置づけ、被災施設へのスタッフ派遣や被災施設からの利用者受け入れなどが費用面を含めて円滑に行われるようすること
5. 今後、介護老人保健施設が防災対策として行う耐震工事あるいは自家発電装置の設置・拡充を行う際に、十分な費用の助成を行うこと

以上